アサヒ衛陶株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、アサヒ衛陶株式会社と称する。英文では、ASAHI EITO CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 次の物品の製造、加工、輸出入、売買、賃貸。
 - (1) 陶磁器及び建築用設備機器。
 - (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。
 - (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。
 - (4) 家具、事務用機器、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。
 - (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。
 - (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。
 - (7) 金属製品、金属加工品。
 - (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。
 - (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。
- 2. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。
- 3. 建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、その他 建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。
- 4. 介護保険法に基づく次の事業。
 - (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業。
 - (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業。
 - (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業。
 - (4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業。
 - (5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業。

- 5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく次の事業。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく障害福祉サービス事業。
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく一般相談支援事業。
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく特定相談支援事業。
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく地域生活支援事業。
- 6. 次の旅客自動車運送事業。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業。
 - (2) 特定乗用旅客自動車運送事業。
- 7. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務
- 8. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。
- 9. 前各号に付帯または関連する一切の事業。

(本 店)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他や むを得ない事由によって電子公告による公告をすることがで きない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、900万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の 決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲 げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集 新株予約権の割当てを受ける権利
 - 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その 有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式 を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定 款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めてこれを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き

その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株 主総会は、必要あるときに、随時にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日と する。

(招集権者及び議長)

- 第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合 を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決 権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(定 員)

- 第 19 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) は、3名から10名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会において選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、

専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを 招集し議長となる。
 - 2. 会長に欠員または事故があるときは社長が、社長に事故がある ときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役 が取締役会を招集し、議長となる。
 - 3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。

但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役 会を開催することができる。

(監査等委員会の招集)

- 第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に 対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することがで きる。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監 査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
 - 2. 前項の規定にかかわらず当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 26 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から

受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行 取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによ る損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度 額とする。

第 5 章 会計監査人

(会計監査人との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する 最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は1年とし、毎年12月1日から翌年11月30日 までとする。 (剰余金の配当)

- 第 33 条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対して、剰余金を配当す ることができる。
- 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (配当金の除斥期間)
- 第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年 を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の 義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の 監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる。

以上

(令和4年2月25日改訂)